

よくあるご質問（FAQ）

<対象事業者について>

Q. 「個人企業」は対象となりますか？

A. なりません。中小企業基本法第2条第1項第1号で規定される「会社」が対象となります。

<補助内容について>

Q. 対象となる職員は？

A. 令和2年4月1日の時点で40歳未満（満年齢が39歳）の「従業員」の方が対象となります。「役員」の方は40歳未満でも対象となりません。

Q. 補助対象の資格は？

A. 各種施工管理技士(土木・建築・管工事・電気通信工事・電気工事・造園・建設機械)、建築士、電気工事士、電気主任技術者、電気通信主任技術者、技術士、測量士、地質調査技士、給水装置工事主任技術者、消防設備士です。

Q. 受験者が試験手数料等の全額を負担した場合、交付申請対象となりますか？

A. なりません。企業が負担した金額のみ対象となり、一部を負担した場合は、その部分についてのみ交付申請対象となります。

Q. 「受験者の常勤性が確認できる書類」にはどのようなものがありますか？

A. 社会保険被保険者証、標準報酬月額決定通知書、出勤簿や給与台帳などがそれに該当します。

Q. 一度補助金の交付を受けているのですが、年度が変わった場合再度申請することはできますか。

A. 1社あたり3人を上限として、再度申請することができますが、同一の従業員に対する補助金額の上限は、通算して5万円までとなります。

Q. 同一の従業員について、複数の試験を受験した場合、どこまでが補助対象となりますか？

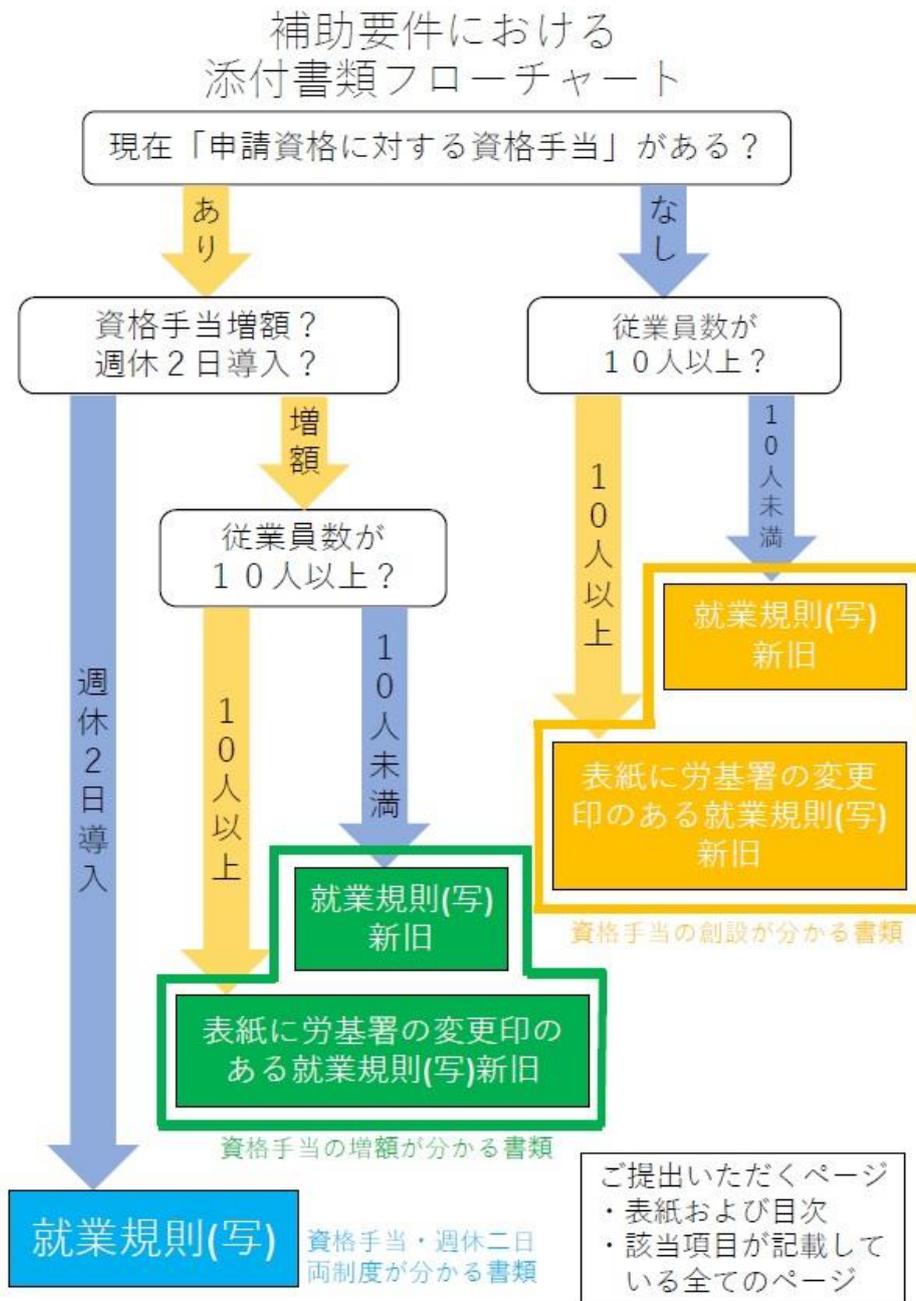
A. 補助対象となる資格試験であれば、全て補助対象とすることができますが、1人あたりの補助金額の上限は5万円です。

Q. すでに終了した試験について、申請することはできますか。

A. 今年度実施される試験であれば申請可能ですが、大分県建設産業団体連合会が指定する期日までに交付申請書及び実績報告書を提出いただく必要があります。※詳しくは事務局までお問い合わせください。

Q. 補助要件を満たすことを確認する書類について

A. 下記図をご参照ください。※不明な場合は事務局までお問い合わせください。



実績報告時にそれぞれ該当する書類を添付していただきます。